

告示第 71 号

木曾広域連合の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

(木曾広域連合長署名・印)

平成 19 年木曾広域連合規則第 14 号

木曾広域連合の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

木曾広域連合の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成 17 年木曾広域連合規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

木曾広域連合の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>第 16 条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第 43 条の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認められる場合には、あらかじめ連合長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100 分の 95.5 以上 100 分の 155 以下</u>（条例第 8 条第 2 項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において、「特定幹部職</p>	<p>第 16 条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第 43 条の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認められる場合には、あらかじめ連合長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100 分の 86 以上 100 分の 145 以下</u>（条例第 8 条第 2 項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において、「特定幹部職員」</p>

<p>員」という。)にあつては、<u>100 分の 121.5 以上 100 分の 195 以下</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100 分の 85 以上 100 分の 95.5 未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 108 以上 100 分の 121.5 未満</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100 分の 74.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 94.5</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100 分の 74.5 未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 94.5 未満</u>)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>という。)にあつては、<u>100 分の 111 以上 100 分の 185 以下</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100 分の 78.5 以上 100 分の 86 未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 101 以上 100 分の 111 未満</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100 分の 71</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 91</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100 分の 71 未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 91 未満</u>)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成 19 年 12 月 1 日から適用する。